

働き方改革関連法の可決・成立を許さない！

働き方改革関連法案の可決・成立に対する見解

安倍政権が今国会の最重要課題と位置づけた「働き方改革関連法案」が6月29日の参議院本会議で採決され、自民、公明、日本維新の会などの賛成多数で可決成立した。この法案には、時間外労働の罰則付き上限規制が設けられ、同一労働同一賃金なども盛り込まれ、労働時間規制や残業代支払いの対象外とする「高度プロフェッショナル制度（以下、高プロ）」も創設された。

JR総連は、これまでも働き方改革関連法案の狙いは、労働者の保護ではなく使用者側にとって使い勝手のよい働かせ方ができる仕組みをつくることにあると指摘してきた。時間外労働の罰則付き上限規制は、繁忙期においては休日労働を含めて月100時間未満という、過労死ラインを超える時間外労働を容認するものである。また、同一労働同一賃金においても、正社員と非正規社員の不合理な格差をなくし、同じ内容の仕事であれば賃金や休暇などの待遇を同じにするよう企業に義務付けてはいるが、企業体力を口実に正社員の待遇が引き下げられる懸念は残されている。

さらに、最大の問題は、「高プロ」の創設である。この制度は、年収1075万円以上の研究職やコンサルタントなどの一部専門職について、労働時間の規制の対象から外すものと言われているが、法案には年収要件も対象業務も具体的に示されていない。書かれているのは、「厚生労働省令で定める」ということだけであり、今後、自由に変えられることが可能となる。

かつて経団連が年収400万円以上を対象に求め、労働者派遣法の改正では対象業務が拡大されたことを見ても、今後、年収要件や対象業務が拡大されていくことは、火を見るよりも明らかである。今は自分には関係なくても、気がついたら自分も対象になる恐れがある。安倍政権が言う「多様で柔軟な働き方」などは存在せず、過労死を助長する以外の何ものでもない。

審議の過程では、年間104日の休日と4週で4日の休日を与えれば、どれだけ長時間労働をさせても違法にならないことが明らかになっている。労働者の命と健康にかかわる重要な法案であるにもかかわらず、8本の法改正を1本に束ね、十分な審議がおこなわれたとは言い難い。しかも、法案審議の過程では十分な立法の根拠も説明できず、「高プロ」では、加藤厚生労働大臣は労働者のニーズに基づき法案に盛り込んだと答弁してきたが、6月25日の審議では、安倍首相自らが経団連からの要請に基づいて法案に盛り込んだと開き直っている。このようなでたらめな国会運営を断じて許すわけにはいかない。

JR総連は、職場で働く組合員の命と健康が守られてこそ、鉄道の安全が確保され、企業の健全な発展があると考えている。これまで、過労死によって大切な家族や仲間を失った人々の思いに寄り添い、すべての職場から組合員の命と健康を守ることを最優先に、働きがいのある職場環境づくりに向け、今後も組合員とともに取り組んでいくことを明らかにし、JR総連の見解とする。

2018年6月29日

全日本鉄道労働組合総連合会